

## 後期高齢者医療保険のお知らせ

### 「後期高齢者医療被保険者証」が8月1日に更新されます

後期高齢者医療被保険者証（保険証）は有効期限が1年間で、毎年8月1日に更新されます。現在お持ちの保険証は、有効期限が令和3年7月31日までとなっていますので、**令和3年8月1日からお使いいただく新しい保険証を7月下旬に送付します。**

#### 対象者

- ・75歳以上のすべての方。（生活保護を受けている方は除かれます。）
- ・65歳から74歳までの方で、障害認定により、後期高齢者医療の保険証をお使いの方。

#### 内容

医療機関等の窓口でご負担いただく自己負担割合の見直しが行われます。住民税課税所得に応じて、自己負担割合は「1割負担（一般）」、又は「3割負担（現役並み）」となります。

- ・令和3年8月1日以降は、新しい保険証を医療機関等へ提示してください。
- ・後期高齢者医療保険料に納め忘れ等があると、有効期限が短い保険証になる場合があります。

#### 送付する被保険者証の見本

- ・新年度被保険者証の色は、「緑色」です。

（表面）

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 4年 7月 31日
交付年月日	令和 3年 8月 1日
被保険者番号	00000001
住所	茨城県水戸市赤塚1丁目1番地
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 5年 5月 5日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	39082011 茨城県後期高齢者医療広域連合 印

（裏面）

備考
<p>※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>（1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。）</p> <p>【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】</p> <p>〔特記欄： 〕</p> <p>署名年月日： 年 月 日</p> <p>本人署名(自筆)： _____</p> <p>家族署名(自筆)： _____</p>

### 「令和3年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月に送付します

後期高齢者医療制度では、公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、被保険者の後期高齢者医療保険料が約1割を負担することにより、被保険者が受ける医療に係る給付等を行っています。

健全な制度運営のため、期限内の保険料納付をお願いします。

※納付書で保険料を納める方は、便利な口座振替をご利用ください。

## 後期高齢者医療保険料について

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

所得の少ない方（世帯）や後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険（被用者保険）の扶養者」であった方は、基準に応じて保険料の均等割額や所得割額が軽減されます。

### 令和2・3年度の保険料率

※保険料率は、2年ごとに見直されます。

**均等割額** 46,000円

**所得割率** 8.50%

### 個人ごとの保険料の決めかた

$$\text{1年間の保険料額 (100円未満切捨て)} = \text{均等割額 46,000円} + \text{所得割額 (賦課のもととなる金額) \times 8.50\%}$$

※賦課のもととなる金額＝総所得金額等－基礎控除額

※保険料額の賦課限度額（上限）は64万円です。

## 保険料の軽減について

### ◆所得が低い方に対する軽減

世帯の所得状況に応じて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合
① 43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯	7割
② 43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）＋「28.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
③ 43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）＋「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

### ◆被用者保険の元被扶養者に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、加入後2年間に限り均等割額が5割軽減されます。また、所得割額の負担はありません。（国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。）

### 新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、次の要件を満たす方は保険料が減免となります。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方

※詳細はお問合せください。

【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線129

### 広告募集 「広報いたこ」へ 広告を掲載しませんか！

潮来市では、「広報いたこ」「潮来市公式ホームページ」に有料広告掲載される方を募集しています。

詳しくは、潮来市役所 秘書課まで  
〒311-2493 潮来市辻626  
☎0299-63-1111 FAX 0299-80-1100

受付

↓

広告掲載内容審査

↓

広告掲載決定

↓

掲載発行

8月は経済産業省主催の  
**電気使用安全月間**です！

電気安全で  
快適  
ライフ！

濡れ手は  
危険

使わない時  
スイッチ  
OFF!

一般財団法人  
関東電気保安協会  
<https://www.kdh.or.jp/>